



那覇市の水道料金等の請求のしくみ

- 上下水道局では2ヶ月に1回、水道メーターの検針(通常検針)をおこない、前回の検針日からの約2ヶ月間の使用水量を2等分して、1ヶ月ごとの料金を算定し、お客様へ毎月請求しています。
- このほか、引越しなどにもなう閉栓の場合は臨時検針をおこない、直近の通常検針日から臨時検針日までの間の使用量(料金)を精算分として算定しています。

例：2015年11月20日に入居により開栓(水道を使用開始)して、2016年3月31日に退去にもなう閉栓(水道を使用中止)した場合

検針日	検針の理由
2015年11月20日	開栓(入居による開栓)
使用水量：29m ³	
2016年1月15日	通常検針(初回)
使用水量：30m ³	
2016年3月15日	通常検針(2回目)
使用水量：10m ³	
2016年3月31日	臨時検針(退去による閉栓)

上記のような検針の結果、このように請求されます。

- ☆1月15日の検針により、「11月20日から1月15日までの間の使用水量が29m³である」とわかりました。
- ☆お客様には、この29m³を2等分(15m³・14m³)して、使用月を12月分・1月分として、請求します。(["表2"]請求について"参照)
- ☆お住まいの地域によって、通常検針日が異なります。このため、開栓日から初回の通常検針日までの期間は、2ヶ月未満になることがあります。

☆退去による閉栓の際には臨時検針をおこない、直近の通常検針日(3月15日)から閉栓の日(3月31日)までの使用量(料金)を算定します。

使用月 (検針票や通帳、 納付書に表示される月)	使用水量 (検針票や納付書に 表示される水量)	使用期間	お客様へ請求する月 (口座振替される月または 納付書が送付される月)
12月分	15m ³	11月20日から1月15日まで	2月
1月分	14m ³		3月
2月分	15m ³	1月15日から3月15日まで	3月31日に現場精算 または4月に請求
3月分	15m ³		
3月分(精算分)	10m ³	3月15日から3月31日まで	

- ☆精算分については、閉栓した月の料金として算定しますので、「3月分」として2回目の請求となります。
- ☆納付書では「3月分(精算分)」という表示になります。(納付書払いの方には、まとめて納付書を送付する際に、使用量(料金)の目安の書類を同封しています。)
- ☆口座振替の場合、通帳には精算分についても文字数制限の都合上、「ガス代ウ3ガツ」や「那覇水道3月分」という表記(通常の3月分と同じ表記)になります。

- ①2月分(通常は4月請求)
 - ②3月分(通常は5月請求)
 - ③3月分(精算分)
- ①・②の請求時期を繰り上げて、③と合わせて①～③を一括で請求します。
この3ヶ月分の水道料金等は、閉栓日の3月31日に現場精算するか、4月に口座振替、または納付書を送付します。

【お問い合わせ】水道の使用開始・中止について …… お客様センター TEL：941-7834
記事の内容について …… 料金サービス課 TEL：941-7811

お客様センターの主な業務内容と連絡先

業務時間：月～土曜日(祝日、年末年始、慰霊の日を除く)午前8時30分～午後6時
※業務委託により、平日の業務時間が午後6時まで延長され、土曜日業務も実施しております。



①上下水道の使用開始・中止の受付業務 ②水道使用者の変更受付業務

TEL 941-7834
(水道開閉栓、料金支払い)

③水道メーターの検針業務 ④漏水等による水道料金等の減免受付業務

TEL 941-7844
(検針、使用水量関連)

⑤窓口対応の業務 ⑥その他、水道料金・下水道使用料に関する業務

TEL 941-7804
(お客様センター代表番号)